

保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定します。

現在

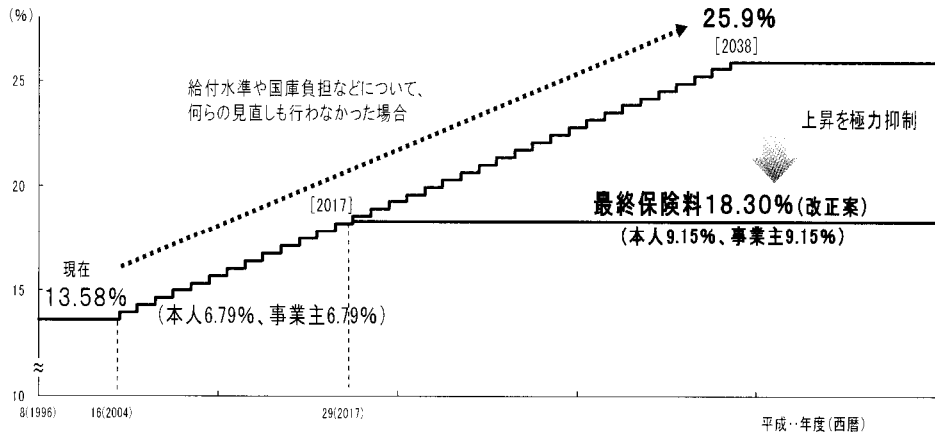
- ・厚生年金 13.58%
- ・国民年金 13,300円

2017(平成29)年以降の保険料水準を固定

- ・厚生年金 18.3%
(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 16,900円
(平成17年4月から毎年280円引上げ)

※ 保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記
(いずれも平成16年度価格)

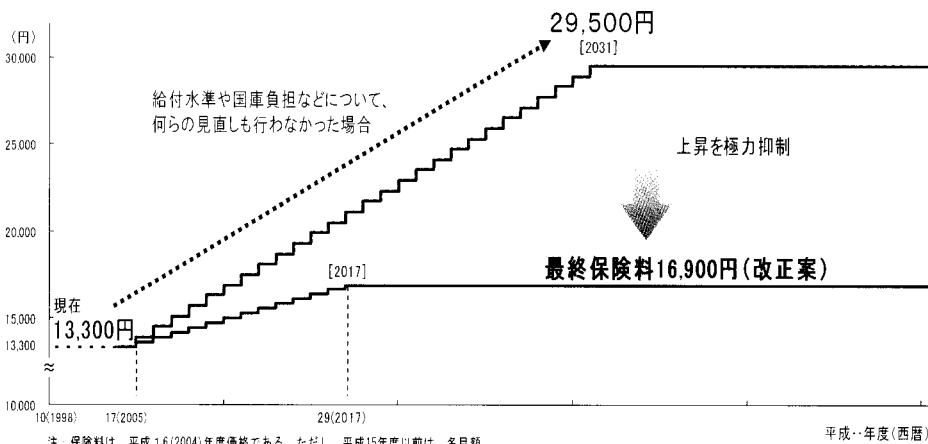
厚生年金の保険料率



注：保険料率は、全て総報酬ベース。

※ 平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人の負担増
→ 毎年月額650円、ボーナス1回1,150円(年2回)

国民年金の保険料



注：保険料は、平成16(2004)年度価格である。ただし、平成15年度以前は、名目額。



1 保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定します。

現在

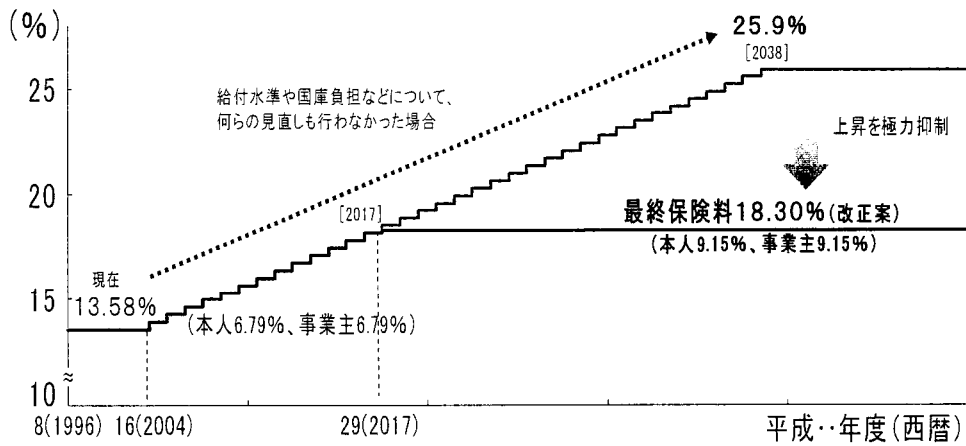
- ・厚生年金 13.58%
- ・国民年金 13,300円

2017(平成29)年以降の保険料水準を固定

- ・厚生年金 18.3%
(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 16,900円
(平成17年4月から毎年280円引上げ)
(いずれも平成16年度価格)

※ 保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記

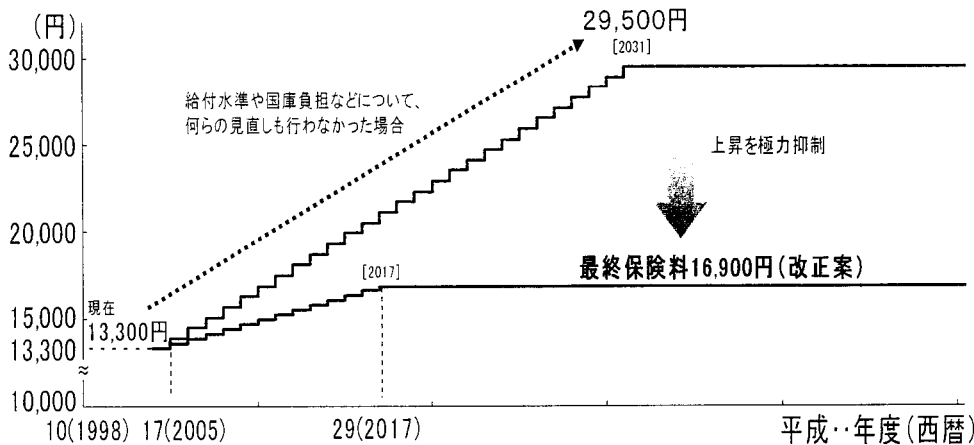
厚生年金の保険料率



注：保険料率は、全て総報酬ベース。

※ 平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人の負担増
→ 毎年月額650円、ボーナス1回1,150円(年2回)

国民年金の保険料



注：保険料は、平成16(2004)年度価格である。ただし、平成15年度以前は、名目額。

※ 「平成16年度価格」とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化するものである。

基礎年金への国の負担を 1/3 から 1/2 に引き上げます。

基礎年金の国庫負担割合は1/3

平成16年度から1/2への引上げに着手
平成21年度までに完全に引上げ
〈それまでの道筋を法律上明記〉

1/2への引上げの道筋

平成16 (2004) 年度：着手

財源：年金課税の見直し

年金課税の見直しによる増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当

※平成17年の所得から適用なので16年度の充当分はその1/6 (272億円)

平成17 (2005) 年度・18 (2006) 年度
：適切な水準にまで引上げ

財源：【平成15年12月与党税制改革大綱】

「平成17年度及び平成18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。」

平成19 (2007) 年度を目途

【平成15年12月与党税制改革大綱】

「平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。」

平成21 (2009) 年度までに
：2分の1への引上げ完了

次世代や次々世代の給付に充てるため、積立金を活用します。

将来にわたり永久に年金財政を均衡させるため、一定の積立金の保有が前提

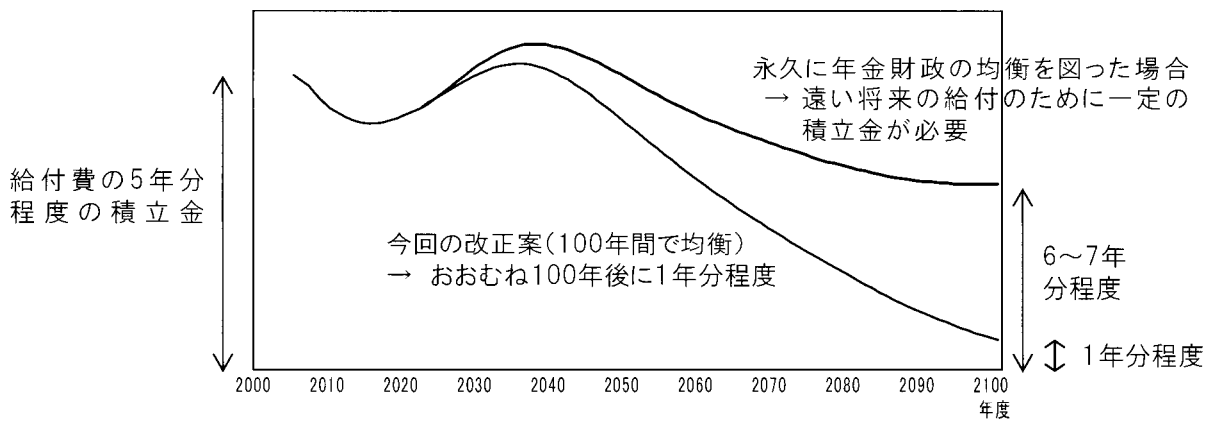
おおむね100年間で財政均衡を図る仕組みとし、積立金は、その財政期間の終了時に給付費1年分程度を維持することとし、次世代や次々世代の給付に充てることとします。
これにより、保険料水準の上昇が抑制されます。

将来にわたり永久に年金財政を均衡させる現在の仕組みでは、はるか遠い将来の給付に要する財源に充てるために、6~7年分もの膨大な積立金を保有することが必要となります。

こうした仕組みを改め、おおむね100年間で財政均衡を図ることとし、積立金は、その財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度を保有しつつ、次世代及び次々世代の給付に充てることとします。

積立金の見通しのイメージ(厚生年金)

(平成16年度価格でのイメージ)



2000年
3.6 : 1

現役世代(20~64歳)と
高齢者世代(65歳以上)
の比率

2025年
1.9 : 1

2050年
1.4 : 1

2100年
1.5 : 1

- 年金を初めてもらうとき
→ 賃金の伸びで改定
- 年金をもらっている人
→ 物価の伸びで改定

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みを導入します。

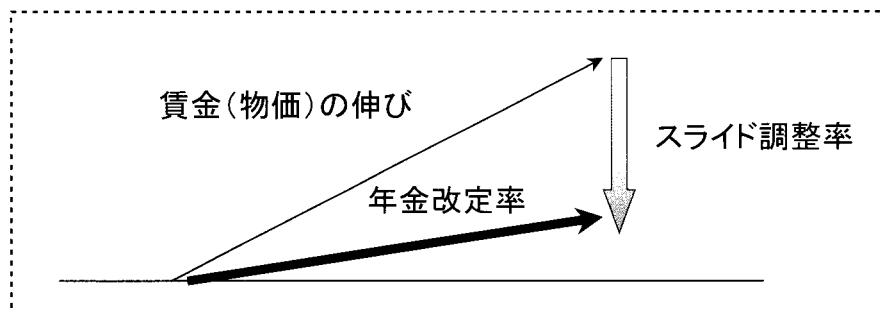
新しい年金額の調整の仕組み

新規裁定者：一人当たり手取り賃金の伸び率 - スライド調整率※

既裁定者：物価の伸び率 - スライド調整率※

※ スライド調整率

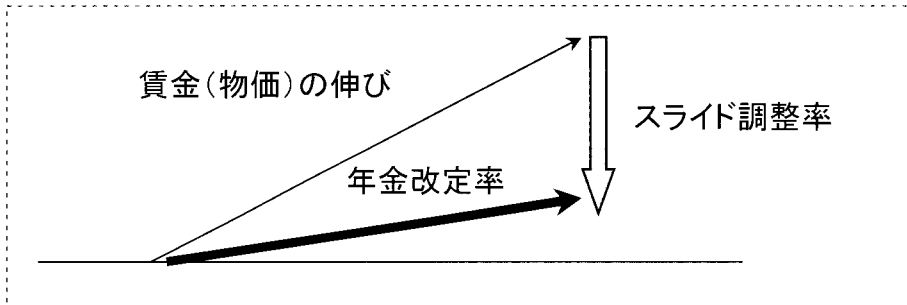
： 公的年金全体の被保険者数の減少率 + 平均余命の伸びを勘案した一定率
(0.3%) → 2025年度までは平均年0.9%程度



- 少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(給付費1年分程度)を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を行います。
- 年金額は、通常の場合、一人当たり賃金や物価の伸びに応じて増えていきますが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の延びを年金額の改定に反映させ、その伸びを一人当たり賃金や物価の伸びよりも抑えることとします。(この仕組みを、専門的には「マクロ経済スライド」と言います。)
- 給付と負担の均衡を取ることができると見込まれる場合は、こうした年金額の調整を終了します。

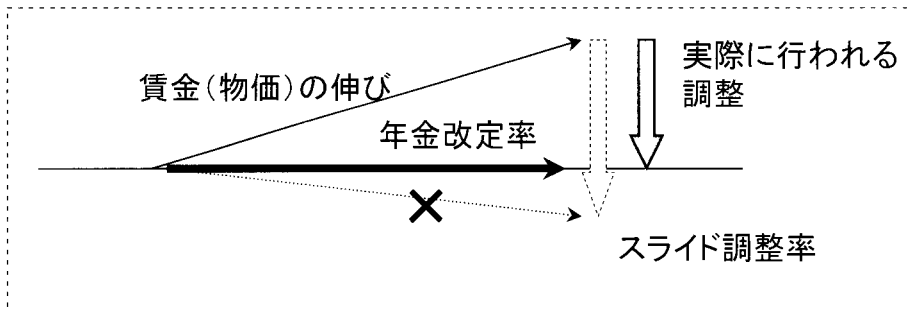
- 新しい年金額の調整の仕組みは、一人当たり手取り賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用しますが【図1】、
- ・ 一人当たり手取り賃金や物価の伸びが小さく、適用した場合には名目額が下がってしまう場合には、調整は名目額を下限とします。したがって、名目の年金額が減少することはありません。【図2】
 - ・ 一人当たり手取り賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金や物価の下落分は年金額を下げますが、それ以上に年金を下げることはありません。【図3】

【図1】 ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



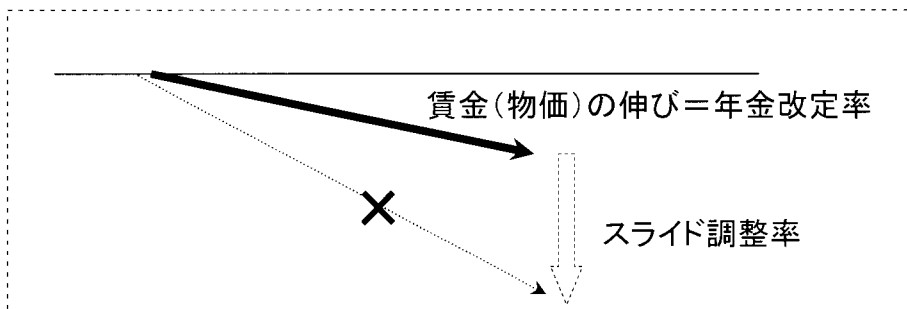
(例)
 物価(賃金)の伸び 1.5%
 スライド調整率 0.9%
 の場合
 ↓
 年金の伸び 0.6%
 (1.5%-0.9%)

【図2】 賃金(物価)の上昇が小さい場合



(例)
 物価(賃金)の伸び 0.5%
 スライド調整率 0.9%
 の場合
 ↓
 年金の伸び 増減なし
 (0.5%-0.9%=-0.4%とはしない)

【図3】 賃金(物価)が下落した場合



(例)
 物価(賃金)の伸び -0.3%
 スライド調整率 0.9%
 の場合
 ↓
 年金の伸び -0.3%
 (-0.3%-0.9%=-1.2%とはしない)